

公益法人等の書類の閲覧等について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 127 条第 4 項に規定する書類の閲覧又は謄写について、下記のとおり定めます。

記

- 1 高知県教育委員会が所管する公益法人から提出のあった財産目録等の閲覧又は謄写の場所及び高知県教育委員会が所管する移行法人から提出のあった公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写の場所は、高知県教育委員会事務局教育政策課（以下「教育政策課」といいます。）の執務室内とします。
- 2 教育政策課における閲覧又は謄写の時間は、県庁の執務時間内とします。
- 3 財産目録等又は公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写を請求しようとする場合は、別記様式による閲覧等請求書を提出してください。
- 4 財産目録等又は公益目的支出計画実施報告書の謄写をしようとする場合で、当該書類を複写するときは、高知県県民室設置運営規則（平成 15 年高知県規則第 95 号）第 11 条及び第 12 条に定めるところによるものとします。

高知県県民室設置運営規則（抄）

（行政資料の複写）

第 11 条 行政資料の複写を希望する利用者は、県民室に設置する複写機を用いて複写を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に違反するおそれがあると認められるとき。
- （2）複写が適当でないと認められるとき。

（費用の負担）

第 12 条 前条の複写を行う利用者は、複写に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の複写に要する費用は、用紙一枚（片面）につき 10 円とする。